

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 8 月 31 日

更新日：令和 6 年 7 月 23 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒311-3154）イバラキケンヒガシイバラキグンイバラキマチシモイヌマ茨城県東茨城郡茨城町下飯沼648-1

名称（フリガナ）：シモイヌマクリセイサンハンバイクミアイ下飯沼栗生産販売組合

代表者（管理人）の氏名：組合長 田口 一彦

ウェブサイトのアドレス：<https://iinumakuri.com/association>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（くり）

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：イイヌマクリ飯沼栗、Iinuma Kuri、Iinuma Guri、Iinuma Chestnut

### 4 明細書の変更

下飯沼栗生産販売組合（以下「下飯沼栗組合」という）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確保のために必要な措置

#### （1）構成員への周知・指導等

下飯沼栗組合は、構成員である生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「飯沼栗」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

#### ア 生産業者の手順

生産業者は、すべての生産ほ場の所在地、作付面積、品種別の栽植本数等のほ場整備状況及び冷温貯蔵設備の整備状況を「生産ほ場・冷蔵設備整備状況調査票」に記録し、下飯沼栗組合に提出する。

また、収穫した「くり」を洗浄及び貯蔵前後の計 2 回にわたって選別し、その実施した作業内容を「出荷調整作業記録表」に記録し、生産行程管理者に提出する。

#### イ 生産工程管理者の手順

下飯沼栗組合は、生産業者から生産工程管理者を定め、上記アで生産業者が記録した「出荷調整作業記録表」を確認し、共同選果場において、下飯沼栗組合が定め

た出荷規格を遵守しているか、また、出荷前に「飯沼栗」に適合する最終製品であることを確認し、「出荷記録表」を作成する。

その年の最終出荷後、作業日ごとの「出荷記録表」をもとに「総出荷作業報告」を作成し、下飯沼栗組合に提出する。

#### ウ 下飯沼栗組合の手順

下飯沼栗組合は、上記アで記録した「生産ほ場・冷蔵設備整備状況調査票」を確認し、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、当該組合員に対して臨時調査を実施し、事実関係を確認する。

### (2) 手順の妥当性を見直す機会

下飯沼栗組合は、上記(1)のア、イ及びウの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

## 6 明細書適合性の指導

下飯沼栗組合は、明細書に記載された生産地及び生産の方法等を遵守していないことが確認された場合には、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、下飯沼栗組合は、当該生産業者を除名することができる。

## 7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

下飯沼栗組合は、前記5(1)の周知の際に、地理的表示である「飯沼栗」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「くり」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「飯沼栗」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

## 8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

下飯沼栗組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、下飯沼栗組合は当該生産業者が生産した「くり」については地理的表示等を使用させない。

## 9 重大な違反が判明した場合の報告

下飯沼栗組合は、上記6及び8に関して、「飯沼栗」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

## 10 資料の保存

下飯沼栗組合は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「飯沼栗」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
  - ア その事実を裏付ける資料
  - イ その事実が判明するに至った経緯及び下飯沼栗組合が行った指導等に係る資料

#### 11 連絡先

住所又は居所 [REDACTED]

宛名： [REDACTED]

担当者の氏名及び役職： [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

電話番号： [REDACTED]

電子メールアドレス： [REDACTED]